

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害について、「加重」の取り扱いには該当しないとして、既存障害に支給された障害補償給付の額を差し引いて支給決定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、自動車を運転して退勤する途中、信号無視の車両に側面から衝突され、負傷した。負傷後、〇病院を受診し「顔面損傷、頭部外傷、頸椎捻挫、外傷性頸部症候群」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に相当するものと認めたとうえで、同等級に応ずる障害給付の額から、既存障害として支給がなされていた障害等級第14級に相当する額を差し引いて支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

首から右腕にかけての障害を第14級とした評価は低すぎる。また、既存障害の相当額が差し引かれているが、既存障害は左足であり、今回の障害とは別の部位で、全く関係がない為減額されるのはおかしい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 左上眼瞼の醜状障害について、長さ5 cm以上の線状痕を残しており、障害等級第12級の13に該当する。
- (2) 頸部から右上肢にかけての神経症状の程度は、ほとんど常時疼痛を残すものであり、障害等級第14級の9に該当する。
- (3) 既存障害について、平成〇年〇月〇日の業務災害による負傷に起因する障害（左第5中足骨部の神経症状）で、障害等級第14級の9の認定を受けている。
- (4) 以上から、左下肢に局所の神経系統の既存障害を有しているところに、今回の頸部の負傷により局所の神経系統の新たな障害を残存したもので、同一部位に新たな障害が加わったものであるが、既存の障害よりも現存する障害の程度が重くなっていないことから、「加重」には該当しない。

また、新たな災害により、左上眼瞼の醜状で障害等級第12級の13、頸部から右上肢にかけての局所の神経系統で障害等級第14級の9に相当する障害を残しており、この2つの障害を併合して、残存する障害は併合第12級であると認められる。

ただし、請求人は既存障害で第14級に相当する障害補償給付を受けているため、併合第

12 級の支給相当額から、既支給の第 14 級の支給相当額を控除し、さらに、本件は第三者行為災害であるため、自動車保険から支給された障害等級 12 級相当額のうち、逸失利益相当額を控除し支給した。

4 審査官の判断

(1) 左眼瞼について、長さ 5 cm 以上の線状痕が残存すると認められ、男性の外ばうに著しい醜状を残すもの（障害等級第 12 級の 13）に該当する。

(2) 神経系統の障害について、主治医及び労災協力医の意見等から、頸部に神経系統の障害を残し、局部に神経症状を残すもの（障害等級第 14 級の 9）に該当する。

また、既存障害として、左下肢に、局部に神経症状を残すもの（障害等級第 14 級の 9）に該当する障害を有しているため、頸部の神経系統の障害と障害等級表上の同一部位の障害と取り扱われるものであり、その障害等級は準用第 14 級に該当する。

なお、上記の神経系統の障害は同一部位に新たな障害が加わったものであるが、結果として、既存障害よりも現存する障害が重くはなっておらず、認定基準にいう「加重」の取り扱いには該当しない。

(3) 以上から、請求人に残存する障害の程度は「男性の外ばうに著しい醜状を残すもの」第 12 級の 13 と、神経系統の障害としての準用第 14 級を併合して得られる併合第 12 級に該当する。

したがって、請求人の障害は加重障害に該当しないことから、障害等級第 12 級に相当する額の給付がなされるべきであり、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 12 級に相当する障害給付の額から、障害等級第 14 級の既存障害に支給された障害補償給付の額を差し引いて支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。